

香芝市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市規則第21号

香芝市会計規則の一部を改正する規則

香芝市会計規則（昭和59年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、室及び収集センター」及び「、青少年センター所長」を削り、「農業委員会事務局長」の次に「、公平委員会事務職員及び固定資産評価審査委員会書記のうち課長に相当する職にある者」を加える。

別表第1市民環境部市民衛生課の項中「市民環境部市民衛生課」を「市民環境部環境対策課」に改め、同表市民環境部市民衛生課収集センターの項中「市民環境部市民衛生課収集センター」を「市民環境部廃棄物対策課」に、「所長」を「課長」に改め、同表教育委員会事務局教育部生涯学習課の項中「教育委員会事務局教育部生涯学習課」を「教育委員会事務局教育部まなび推進局生涯学習課」に改め、同表教育委員会事務局教育部文化財課の項中「教育委員会事務局教育部文化財課」を「教育委員会事務局教育部まなび推進局文化財課」に改め、同表市民図書館の項中「市民図書館」を「教育委員会事務局教育部まなび推進局市民図書館」に改め、同表青少年センターの項を削り、同表に次のように加える。

公平委員会	事務職員のうち課長に相当する職にある者	公平委員会	上席事務職員
固定資産評価審査委員会	書記のうち課長に相当する職にある者	固定資産評価審査委員会	上席書記

別表第2市民環境部市民衛生課長の項中「市民環境部市民衛生課長」を「市民環境部環境対策課長」に改め、同表市民環境部市民衛生課収集センター所長の項中「市民環境部市民衛生課収集センター所長」を「市民環境部廃棄物対策課長」に、「徴収金」を「手数料及びその他の徴収金」に改め、同表教育委員会事務局教育部生涯学習課長の項中「教育委員会事務局教育部生涯学習課長」を「教育委員会事務局教育部まなび推進局生涯学習課長」に改め、同表教育委

員会事務局教育部文化財課長の項中「教育委員会事務局教育部文化財課長」を「教育委員会事務局教育部まなび推進局文化財課長」に改め、同表市民図書館長の項中「市民図書館長」を「教育委員会事務局教育部まなび推進局市民図書館長」に改め、同表青少年センター所長の項を削り、同表に次のように加える。

公平委員会事務職員のうち課長に相当する職にある者	所管に係る徴収金の収納	上席事務職員
	所管に係る物品の出納保管	
固定資産評価審査委員会書記のうち課長に相当する職にある者	所管に係る徴収金の収納	上席書記
	所管に係る物品の出納保管	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。